

# 新型コロナウイルス感染症の拡大により 資金繰り、雇用等 お困りのことはございませんか？

国や道、小樽市等では、新型コロナウイルス感染症の拡大によって経営に影響を受ける事業者に対して、資金繰りなど各種支援制度を設けています。

## 資金繰り支援

### 小企業等経営改善資金（マル経融資）／日本政策金融公庫

小樽商工会議所の経営指導を6ヵ月以上受けている方に対し、無担保・無保証人で、日本政策金融公庫が融資を行う国の制度です。

融資対象	従業員20名（商業・サービス業は5名）以下の法人・個人事業主で1年以上事業継続
融資限度額	運転資金、設備資金ともに2,000万円
利率	年1.21%（令和2年3月2日現在）
返済期間	運転資金 7年以内、設備資金 10年以内
担保・保証人	無担保・無保証人

### 経営環境変化対応貸付【認定企業】（中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金）／北海道

新型コロナウイルス関連肺炎の流行による直接的又は間接的な影響を受けた事業者に対して、資金繰りを支援します。

融資金額	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	<固定金利> 5年以内 年1.0%、10年以内 年1.2% <変動金利> 年1.0%以内（融資期間が3年を超えるものに限る）
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信用保証	すべて信用保証協会の保証付き

### 中小企業特別資金（マルタル資金）／小樽市

市内において事業を営んでいる中小企業等で、仕入れ資金や買掛金の決済、車両、備品等の購入など、各種の事業資金が必要な方を支援します。

融資金額	運転資金、設備資金とも3,000万円以内
融資期間	運転資金 10年以内（据置6ヵ月） 設備資金 10年以内（据置1年）
融資利率	5年未満 年0.9% 5年以上年1.2% 5年以上（変動金利）0.85%
信用保証	原則、信用保証協会の保証付き

### 経営安定短期特別資金／小樽市

市内において事業を営んでいる中小企業等で、一時的な仕入れや決済などのために短期の運転資金が必要な方を支援します。

融資金額	運転資金 1,000万円以内
融資期間	1年以内
融資利率	年0.7%

裏面もあります

## その他支援

雇用調整助成金の特例措置／厚生労働省	
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度に特例が設けられています。	
対象事業主範囲	雇用保険適用事業所の事業主で、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
特例措置の内容	休業日の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用 ①休業等計画届の事後提出が可能となります ②生産指標の確認対象期間が3ヵ月から1ヵ月に短縮されます ③雇用指標（最近3ヵ月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象となります ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象となります
助成率	大企業 1/2 中小企業 2/3 ※令和2年3月3日現在
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援／厚生労働省	
新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されました。	
事業主	以下の、①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※1))の休暇を取得させた事業主。 (※1：年次有給休暇の場合と同様) ①新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休業した小学校等(※2)に通う子 〔※2：小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等〕 ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
支給額	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※ 支給額は8,330円を日額上限とする。 ※ 大企業、中小企業ともに同様。
適用日	令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

ご不明な点は

**小樽商工会議所**

**新型コロナウイルスに関する経営相談窓口**

**電話 22-1177**

**までお気軽にお問合せください**